

国見町監査委員告示第14号

令和5年度決算等審査の意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和5年度国見町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況を示す書類、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和5年度国見町水道事業会計及び国見町下水道事業会計決算について審査したので、次のとおり意見書を公表します。

令和6年9月2日

国見町監査委員 佐藤 徳正  
国見町監査委員 宋 戸 武志



# 令和5年度国見町各会計決算等審査意見書

## 第1 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

### 2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

### 3 審査の対象

令和5年度国見町一般会計歳入歳出決算

令和5年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算

令和5年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算

令和5年度国見町石母田財産区特別会計歳入歳出決算

令和5年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和5年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和5年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算

令和5年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算

上記各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びこれらに係る証書類

### 4 審査の着眼点

各会計の歳入歳出決算について、関係書類が法令等に準拠して作成されているか、計数は関係諸帳簿等と符合するか、また、主に前年度決算と対比することにより、予算の執行状況の変化とその要因を確認することを主眼とした。

### 5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、各会計の歳入歳出決算書及び同付属書類について、証書類との照合点検を行い、予算の執行状況等について確認した。

### 6 審査の結果

#### (1) 総括的意見

審査に付された各会計の決算書類は、いずれも地方自治法及びその他関係法令にほぼ準拠して作成されており、かつ決算書に計上されている諸計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、概ね正確であると認めた。

また、予算の管理執行状況及び内容についても、概ね適正であると認めた。

## (2) 各会計個別意見

### ア 一般会計

#### (ア) 収支の状況

令和5年度一般会計における歳入調定額 7,797,453,331 円に対し、収入済額は 7,722,361,794 円、収入率は 99.0% (前年度 99.0%) となっている。

歳出の予算現額 7,835,464,000 円に対し、支出済額は 7,043,629,510 円で、執行率は 89.9% (前年度 81.0%) となっており、前年度より 8.9 ポイント増加している。

#### (イ) 審査結果の意見

歳入歳出差引額 (形式収支) は 678,732,284 円で、翌年度に繰越すべき財源 97,725,915 円を差し引いた実質収支額は、581,006,369 円の黒字決算となっており、収支の均衡と健全な財政運営が行われたものと認められる。

なお、歳入歳出差引額については、予算現額の 8.7% (前年度 14.0%) となっている。

歳入予算の執行について、町税収入は、予算現額 987,115,000 円に対し、調定額 1,000,334,949 円、収入済額 997,808,359 円で、収納率は 99.7% (前年度 99.6%) と前年度以上に高い収納率を確保している。町税は町の主要な自主財源であるので、引き続き未収金の解消に努められたい。

町税の不納欠損処分については、9 件 637,931 円 (前年度 3 件 52,600 円) であるが、無財産、居所不明などで、いずれもやむを得ない処理と認められる。

税外収入においては、東日本大震災災害援護資金返還金において、4,055,539 円 (前年度 3,678,801 円) の収入未済額がある。収納率も前年度より 3.6 ポイント下回る 63.9% であるので、未収金の解消に向け努力されたい。

歳出予算の執行については、概ね適正に予算が執行されたと認められる。不用額は 369,031,575 円であり、前年度 412,599,759 円を 43,568,184 円下回っている。引き続き予算の有効活用を図られたい。

国見町の公共施設の光熱水費については、106,919,173 円であり、昨年より 10,045,015 円で 10.4% の増となっている。光熱水費の 71% を電気代が占めており、引き続き節電対策に努めていただきたい。

超過勤務については、17,436.70 時間であり前年度より約 9,400 時間減少している。労災認定の一つの目安である過労死ラインである、月 100 時間を超える職員は延べ 1 人 (前年度 16 人) で前年度より大幅に減っている。新型コロナも 5 類に移行し災害等も少なく、職員の一人一人の削減努力の結果と思われる。住民への質の高い行政サービスを提供するため、職員の健康管理のためにも引き続き超過勤務の削減に努めていただきたい。

国見町CI策定支援業務委託については、令和4年度にプロポーザルを実施し、令和6年度までの3カ年の事業として、実施してきましたが、2年目の令和5年度に作成したグラフィックとスローガンの素案について、検討委員会及び町民から受け入れられず、当初の事業目的が達成されていないことが確認されました。委託費については、令和4年度9,845,000円、令和5年度5,999,950円で、合計15,844,950円であり、多様な町民のニーズに答えきれなかったとのことであります。令和6年度については、受託者を変えて、今まで集積した、町民への聞き取り調査、アンケート調査、文献調査等のデータなどをもとに、新たなコンペ方式を実施していくとのことであります。

## イ 大木戸財産区特別会計

### (ア) 収支の状況

収入済額 263,833 円、支出済額 116,616 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 147,217 円の黒字となっている。

### (イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は 72.0%（前年度 72.2%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

## ウ 入山財産区特別会計

### (ア) 収支の状況

収入済額 257,347 円、支出済額 129,386 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 127,961 円の黒字となっている。

### (イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は 51.8%（前年度 64.5%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

## エ 石母田財産区特別会計

### (ア) 収支の状況

収入済額 1,579,322 円、支出済額 1,118,457 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 460,865 円となっている。

### (イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は 94.9%（前年度 99.6%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

## オ 後期高齢者医療特別会計

### (ア) 収支の状況

収入済額 176,061,938 円、支出済額 173,758,908 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 2,303,030 円の黒字となっている。なお、不納欠損額は 0 円である。

### (イ) 審査結果の意見

保険料の収納率は 100%（前年度 100%）である。なお、収入済額には、未還付分 64,800 円が含まれている。

歳出予算の執行率は 99.0%（前年度 99.5%）と昨年度より 0.5 ポイント減少しているが、高い水準を維持しており、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

## カ 国民健康保険特別会計

### (ア) 収支の状況

収入済額 988,208,451 円、支出済額 967,132,010 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 21,076,441 円の黒字となっている。

### (イ) 審査結果の意見

国民健康保険税の収納率は 98.7%（前年度 98.2%）と前年度と比較して 0.5 ポイント上回っている。収入未済額は 2,394,631 円（前年度 3,781,018 円）で前年度より 36.7%減少しており、収納率向上への努力が認められる。国民健康保険事業を円滑に運営するために引続き未収金の解消に努められたい。

不納欠損処分については、2 件 410,328 円（前年度 0 件 0 円）である。居所不明 1 件、生活困窮 1 件であり、いずれもやむを得ない処理と認められる。

歳出予算の執行率は 98.4%（前年度 95.8%）と前年度より 2.6 ポイント増加し、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

## キ 介護保険特別会計

### (ア) 収支の状況

収入済額 1,560,042,322 円、支出済額 1,525,758,968 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 34,283,354 円の黒字となっている。

### (イ) 審査結果の意見

保険料の収納率は 99.7%（前年度 99.7%）と前年度と同率である。収入未済額は 796,600 円（前年度 861,760 円）で前年度より 7.6%減少し改善している。介護保険事業を円滑に運営するために引き続き未収金の解消に努められたい。

不納欠損処分については、2 件 61,660 円（前年度 0 件 0 円）で、いずれも消滅時効によるものである。

歳出予算の執行率は 97.8%（前年度 95.6%）と前年度より 2.2 ポイント上昇し、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

## ク 土地開発事業特別会計

### (ア) 収支の状況

収入済額 76,283 円、支出済額 0 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 76,283 円の黒字となっている。

### (イ) 審査結果の意見

令和 2 年度末で国見ニュータウンの分譲が完了し、小坂地区緑住区に分譲が無かったことから、歳出予算の執行は 0 円となっている。

## ケ 渇水対策施設特別会計

### (ア) 収支の状況

収入済額 12,969,576 円、支出済額 11,424,649 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 1,544,927 円の黒字となっている。

### (イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は 88.1%（前年度 95.9%）と前年度より 7.8 ポイント減少しているが、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

## 第2 基金運用審査

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

### 2 審査の種類

基金運用審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定による審査）

### 3 審査の対象

町に設置してある基金のすべて。

### 4 審査の着眼点

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

### 5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、基金の運用状況に関する書類について、決算審査とあわせて証書類との照合点検を、決算審査とあわせて、実施した。

### 6 審査の結果

審査に付された各基金の運用状況は、関係法令に準拠し、計上されている諸計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認めた。

### 第3 水道事業会計決算審査

#### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

#### 2 審査の種類

決算審査（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査）

#### 3 審査の対象

令和5年度国見町水道事業会計決算

上記公営企業会計の決算附属資料

#### 4 審査の着眼点

決算書類が地方公営企業法その他関係法令に準拠し、関係帳票及び証書類の計数と合致しているかを確認するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

#### 5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、決算報告書、財務諸表・キャッシュフロー計算書等を前年度と対比し、事業の進捗状況を検証するとともに、経営分析表を作成し、事業の経営内容の動向を把握するため計数の分析を行った。

#### 6 審査の結果

##### (1) 総括的意見

審査に付された事業の決算書類及び決算附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、財政状況並びに当年度の経営成績を表示しており、予算執行は初期の目的に従い適正に執行されたものと認めた。

##### (2) 個別事項

収益的収入は 242,852,782 円（うち仮受消費税及び地方消費税 19,880,976 円）、収益的支出は 239,660,718 円（うち仮受消費税及び地方消費税 11,741,836 円）となっている。

資本的収入は 42,444,859 円、資本的支出は 134,010,707 円で、不足する額 91,565,848 円は過年度分損益勘定留保資金で補填している。

損益状況は、水道事業収益 199,094,468 円（税抜）、水道事業費用 227,162,061 円（税抜）で、当年度純利益は△6,529,837 円（前年度△9,834,847 円）となっている。なお、純利益・純損失（△）の推移は次のとおりである。

令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
△6,529,837 円	△9,834,847 円	1,954,830 円	4,093,178 円	△7,142,446 円

水道料金の収納率は 86.9%（前年度 92.0%）と前年度より減少している。締切日が休日であることが影響している。引き続き未収金の解消に努められたい。

業務量において、年間総配水量は 1,024,317 m<sup>3</sup>（前年度 1,077,940 m<sup>3</sup>）で前年度より 4.97%減少し、年間総有水量は 832,305 m<sup>3</sup>（前年度 851,227 m<sup>3</sup>）で前年度より 2.22%減少している。有収率は 81.25%（前年度 78.97%）で前年度より 2.28 ポイント増加している。

### (3) 審査結果の意見

令和 5 年度においては、損益状況で△6,529,837 円の純損失となり、前年度繰越利益剰余金を合わせると、当年度未処分利益剰余金は 254,198 円となっている。

今後、厳しい状況が予想されるので、漏水対策をはじめ各種対策を講じながら有収率の向上を図り、水道事業の効率化や経営の健全化に努められたい。

## 第4 下水道事業会計決算審査

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

### 2 審査の種類

決算審査（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査）

### 3 審査の対象

令和5年度国見町下水道事業会計決算

上記公営企業会計の決算附属資料

### 4 審査の着眼点

決算書類が地方公営企業法その他関係法令に準拠し、関係帳票及び証書類の計数と合致しているかを確かめるとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

### 5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、決算報告書、財務諸表・キャッシュフロー計算書等を前年度と対比し、事業の進捗状況を検証するとともに、経営分析表を作成し、事業の経営内容の動向を把握するため計数の分析を行った。

### 6 審査の結果

#### (1) 総括的意見

審査に付された事業の決算書類及び決算附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、財政状況並びに当年度の経営成績を表示しており、予算執行は初期の目的に従い適正に執行されたものと認めた。

#### (2) 個別事項

収益的収入は 216,181,170 円（うち仮受消費税及び地方消費税 6,933,940 円）、収益的支出は 207,860,645 円（うち仮受消費税及び地方消費税 4,120,292 円）となっている。

資本的収入は 66,175,650 円、資本的支出は 151,007,012 円で、不足する額 84,831,362 円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填している。

損益状況は、下水道事業収益 68,821,335 円（税抜）、下水道事業費用 182,801,843 円（税抜）で、当年度純利益は 12,782,476 円となっている。

下水道料金の収納率は 86.3%であった。営業収益の根幹をなすものであるため、締切日が休日であることが影響している。今後とも未収金の解消に努められたい。

### (3) 審査結果の意見

令和 5 年度は、地方公営企業法の財務事項適用初年度であり、損益状況は 12,782,476 円の純利益となり、当年度未処分利益剰余金も同額である。

今後も、下水道事業の効率化や経営の健全化に向けて努められたい。